

単独処理浄化槽・汲取り便槽をご使用の皆様へ

合併処理浄化槽への転換をご検討ください。

令和9年度から浄化槽設置分担金が改定されます



浄化槽設置に係る分担金について、令和9年度施工分から下記のとおり改定します。

【令和8年度まで】

区分	分担金
10人槽以下	25万円
11人槽以上 20人槽以下	工事費の2割
21人槽以上 50人槽以下	工事費の3割
単独槽撤去	なし
便槽撤去	なし



【令和9年度から】

区分	分担金
50人槽以下	工事費の3割
単独槽撤去	
便槽撤去	

ー参考例ー

5人槽（自然放流）の場合

令和8年度まで 分担金 250,000円

令和9年度 分担金 339,900円

※令和8年度の工事価格で算定した場合



市町村設置型浄化槽ってなに？



トイレや台所などの生活排水を処理するために合併処理浄化槽を町が設置し、使用料を基に町で維持管理を行う制度です。

設置分担金ってなに？

工事費の一部を分担金として工事施工前に設置者の方より納入いただいているものです。



お問い合わせ先

小野町役場 町民生活課（環境担当） ☎0247-72-6933

小野町では…



公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るため、町内全域を対象に市町村設置型浄化槽の整備を推進しています。

これまで設置者の皆様にご負担いただく分担金については、現行の価格を維持しておりましたが、近年の資材価格高騰の影響などから工事単価の上昇が続いております。

このような現状を鑑み、今後も安定的な事業運営を継続し、適正なサービスを提供するため、設置分担金を改正することとなりました。

ご理解とご協力をお願いいたします。



詳しくは
町公式ウェブサイトへ→

